

西宮市公共基準点管理保全要綱

西宮市土木調査課

西宮市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、西宮市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次のとおり用語を定義する。

- (1) 「公共基準点」とは、1級基準点、2級基準点、3級基準点及び4級基準点（相当精度の基準点含む。）であって、かつ、測量成果検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受けた測量成果であるものをいう。また、国土交通省が設置し、西宮市が管理している街区基準点及び都市部官民境界基本多角点（以下、「基本多角点」という。）も、これに含まれるものとする。
- (2) 「主管課」とは、公共基準点の管理保全を行う者をいう。
- (3) 「工事施工者」とは、公共基準点の付近でその効用に支障をきたす恐れがある工事等を施工する者をいう。
- (4) 「事故原因者」とは、故意又は過失により公共基準点を亡失又はき損した者で、且つ工事施工者以外の者をいう。
- (5) 「土地所有者等」とは、公共基準点が設置されている土地、建物の所有者又は管理者をいう。
- (6) 「引照取り」とは、公共基準点の付近でその効用に支障をきたす恐れがある工事等を施工するに当たり、あらかじめ工事等の影響がなく、かつ、保全に適した場所に引照点を設置し、公共基準点の位置と関連付けた成果を得ることをいう。
- (7) 「点検」とは、工事等が完了した後に、引照取りと同じ方法で公共基準点の位置を求め、工事等の施工前後で水平位置及び標高位置が変化していないか確認することをいう。
- (8) 「復旧」とは、“再設・移転・改測”の方法により、公共基準点の既存の測量成果を修正して、その機能を回復することをいう。
- (9) 「再設」とは、公共基準点の測量標が亡失又はき損している場合に、元あった位置の近傍に再度設置することをいう。
- (10) 「移転」とは、公共基準点の測量標の現位置が保存上又は管理上不適当である場合に、当該測量標の位置を変えて設置することをいう。
- (11) 「改測」とは、公共基準点の測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、当該測量標の現位置を変えずに再度測量を行い、必要に応じてその測量成果を修正することをいう。

- (12) 「復旧作業」とは、公共基準点の復旧に必要な測量作業、及び公共基準点の測量標を設置する工事等をいう。

(管理の主体)

第3条 主管課は、西宮市土木局土木調査課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」(様式第1号)により市長に申請し、「公共基準点使用承認書」(様式第2号)により公共基準点の使用承認及び点の記・成果表の原本証明書の交付を受けるものとする。

2. 公共基準点を使用する者は、前項の原本証明書の交付時に“西宮市手数料条例”の規定により所定の手数料を納付するものとする。
3. 公共基準点を使用する者は、その使用に当たり、公共基準点に亡失、き損、変位、その他異常があったときは、その状況を「公共基準点使用報告書」(様式第3号)により速やかに市長へ報告しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 工事施工者は、公共基準点の付近でその効用に支障をきたす恐れがある工事等を施工するに当たり、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」(様式第4号)を市長に提出し、「公共基準点付近での工事施工届出回答書」(様式第12号)による市長の指示に基づき、別に定める“西宮市公共基準点機能保全・復旧等の基準(公共基準点の引照取り・点検測量)”により、公共基準点の機能保全に必要な措置を講じなければならない。

2. 前項にある“その効用に支障をきたす恐れがある工事等”とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 掘削底面端から斜め上方45度の線より上に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす恐れがある杭、矢板等の打設・引抜き工事のうち、公共基準点を設置している構造物から杭、矢板、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる場合
 - (3) 舗装工事のうち、公共基準点を設置している構造物に舗装範囲が接する場合、又は公共基準点を設置している構造物から舗装範囲までの距離が0.6メートル以下となる場合
 - (4) その他公共基準点の効用に支障をきたす恐れがあると市長が判断する工事等
3. 公共基準点付近での工事等が完了したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点付近での工事完了報告書」(様式第5号)を市長に提出するものとする。
4. 前項の報告を受けて、公共基準点付近での工事等により公共基準点の効用に支障をきたしたと市長が判断した場合は、市長は「公共基準点付近での

工事完了報告回答書」(様式第13号)により、工事施工者へ公共基準点を復旧するように指示することができる。

5. あらかじめ工事施工者が公共基準点の復旧承認を申請する場合、又は土地所有者等から撤去・移転の請求を行う場合は、「公共基準点付近での工事施工届出書」「公共基準点付近での工事完了報告書」の提出を省略することができる。

(復旧)

第6条 工事施工者が行う工事等により公共基準点を復旧する必要がある場合は、あらかじめ「公共基準点復旧承認申請書」(様式第8号)により市長に申請し、「公共基準点復旧承認書」(様式第9号)により、その承認を受けなければならない。

2. 前項の“工事施工者が行う工事等”とは、次に掲げるものを除く。
 - (1) 主管課が行う工事
 - (2) 土地所有者等が行う工事
3. 公共基準点付近での工事等により公共基準点の効用に支障をきたしたと市長が判断した場合は、事故原因者は「公共基準点復旧承認申請書」(様式第8号)により市長に申請し、「公共基準点復旧承認書」(様式第9号)により、その承認を受けなければならない。
4. 工事施工者は「公共基準点復旧承認申請書」(様式第8号)と共に、「測量計画者届出書」(様式第16号)を市長に提出しなければならない。
5. 前各項の規定にかかわらず、当該公共基準点が不要であると市長が判断した場合は、復旧する必要はない。
6. 事故原因者が公共基準点を復旧する場合は、この要綱において“工事施工者”とあるものを“事故原因者”に読み替えて適用する。

(撤去及び移転請求)

第7条 土地所有者等の都合により公共基準点を撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等はあらかじめ「公共基準点(撤去・移転)請求書」(様式第10号)を市長に提出し、「公共基準点(撤去・移転)請求回答書」(様式第14号)により市長が回答するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、土地所有者等が官公庁等の場合は、土地所有者等と主管課とで協議の上、前条第1項及び同条第3項から同条第6項までの規定において“工事施工者”又は“事故原因者”とあるものを“土地所有者等”に読み替えて適用することができる。

(復旧方法)

第8条 工事施工者が公共基準点を撤去、亡失、き損等することにより公共基準点の効用に支障をきたした場合は、別に定める“西宮市公共基準点機能保全・復旧等の基準(公共基準点の復旧測量)”により、当該公共基準点を元あった位置の近傍に復旧しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、当該公共基準点が不要であると市長が判断した場合は、復旧する必要はない。

(復旧作業)

第9条 公共基準点を復旧する場合は、工事施工者は公共基準点の設置位置及び作業方法等について、作業に着手する前に主管課と協議しなければならない。

2. 復旧作業が完了したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点復旧作業完了報告書」(様式第11号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。
3. 前項の報告を受けて、復旧作業に不備があると市長が判断した場合は、市長は「公共基準点復旧作業完了報告回答書」(様式第15号)により、工事施工者へ必要な措置を講ずるように指示することができる。
4. 第2項の検査に合格したときには、工事施工者は速やかに公共基準点及びその成果・資料等を主管課へ引き渡さなければならない。

(関係機関への協議及び手続き)

第10条 公共基準点の機能保全・復旧等の作業に伴う必要な協議及び手続きは、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。また、“公共測量”の手続きにおいて必要な書類・成果・資料(実施計画書に添付する位置図・平均計画図、測量成果データ・品質評価表・製品仕様書等)は、原因者が作成しなければならない。ただし、土地所有者等から公共基準点の撤去又は移転の請求があった場合は主管課が行う。

2. 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により第6条第1項及び同条第3項から同条第6項までの規定を適用する場合は、土地所有者等が行うことができる。
3. 前各項の規定にかかわらず、測量法等に基づく“公共測量”の手続き(実施計画書等の作成、送付)は、原則として測量計画機関である主管課が行う。

(作業の主体)

第11条 公共基準点の機能保全・復旧等の作業は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等から公共基準点の撤去又は移転の請求があった場合は主管課が行う。

2. 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により第6条第1項及び同条第3項から同条第6項までの規定を適用する場合は、土地所有者等が行うことができる。

(費用の負担)

第12条 公共基準点の機能保全・復旧等の作業に要する費用(既設の公共基準点の構造物のとりこわし費用を含む。)は、原因者である工事施工者の負担と

する。ただし、土地所有者等から公共基準点の撤去又は移転の請求があった場合は主管課の負担とする。

2. 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により第6条第1項及び同条第3項から同条第6項までの規定を適用する場合は、土地所有者等の負担とすることができる。

(測量業者)

第13条の1 公共基準点の機能保全・復旧等に必要な測量作業は、測量法の規定により登録を受けた測量業者が行わなければならない。

(測量作業)

第13条の2 公共基準点の機能保全・復旧等に必要な測量作業は、次に掲げる条件を全て満たす者が行わなければならない。

- ① 測量法の規定に従い登録された“測量士”である者
- ② “西宮市公共測量作業規程”に関する知識及びそれに基づく測量作業の実務経験を有する者

2. 公共基準点の復旧に必要な測量作業は、次に掲げる条件を全て満たす者(ただし、(3)については①か②のうちの何れかひとつで可)が統括して行わなければならない。

- (1) 測量法の規定に従い登録された“測量士”である者
 - (2) “西宮市公共測量作業規程”に関する知識及びそれに基づく測量作業の実務経験を有する者
 - (3) 測量技術者として登録された者
 - ① 請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録要領(平成23年 国地企技第130号)の規定に従い、国土地理院に登録された“基準点測量に関する技術者の認定資格”を有する者
 - ② 測量系CPD協議会に登録された“測量CPD技術者”である者
3. 前項で規定する測量作業の統括者(測量作業機関の主任技術者)は、測量計画機関(主管課)における測量に関する計画者を兼ねなければならない。

(変更、取り下げ)

第13条の3 公共基準点を使用する者、工事施工者、事故原因者又は土地所有者等は、前各条に規定する申請書、届出書又は請求書の内容の変更又は取り下げを行うときは、速やかに市長へ申し出なければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項についての取扱は、その都度主管課が定める。

付 則

この要綱は、平成3年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。(様式集のみ改定)

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 9 日から施行する。(様式集のみ改定)

付 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。